

たうん 情報

市役所への問合せ先

本 庁 ☎24-1111
 吉田支所 ☎52-1111
 三間支所 ☎58-3311
 津島支所 ☎32-2721
 宇和海支所 ☎62-0311



ぼしゅう

自衛官

●一般曹候補生
【受験資格】 18〜26歳の人
【1次試験】 9月20日(土) 午前
【試験会場】 市役所

●自衛官候補生(男子)
【受験資格】 18〜26歳の人
【筆記試験】 9月20日(土) 午後
【試験会場】 市役所
 ▼(女子)
【筆記試験】 9月28日(日)

【試験会場】 陸上自衛隊松山駐屯地(松山市南梅本町)

●航空学生(パイロット)
【受験資格】 高校卒業(見込み含む) 21歳未満の人
【試験(1次)】 9月23日(火) 朝
【試験会場】 陸上自衛隊松山駐屯地(松山市南梅本町)

【受付期間】 8月1日(金)〜9月9日(火)
 ※詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ先】 自衛隊宇和島地域事務所 ☎2315431

水荷浦バレイシヨ

オーナー

遊子水荷浦にある1区画約70平方メートルの段畑に種芋10キロを植え付けます。

植え付け後、地元で管理して収穫物はオーナーへ。

【年間費用】 2万5,000円
【募集期間】 9月1日(月)まで

【定員】 20人(先着順)

【申込・問合せ先】 NPO 法人段畑を守るつ会事務局 ☎090-1117512135・農林課 ☎内線2870

ふるさとCM大賞作品

わがまちの歴史や文化などの魅力を紹介する30秒CMをつくり、発表し合う「ふるさとCM大賞えひめ」(愛媛朝日テレビ主催)が開催されます。ぜひ応募ください。

【申込期限】 9月26日(金)まで
 ※制作する際の注意点があります。詳しくは、お問い合わせください。

【申込・問合せ先】 総務課秘書広報係 ☎内線2471

新居浜市・宇和島市 観光情報相互掲載企画

第4回高校生笑い日本一決定戦「笑顔甲子園」絆 in 新居浜

(新居浜市・宇和島市 観光情報相互掲載企画とは)
 東予と南予の交流の促進を目的として、相互の広報紙に観光・イベントなどの情報を掲載します。

新居浜市では「笑い」の効用に着目した介護予防促進事業を実施しており、平成23年度から「笑顔プロジェクト」をスタートしました。市が目指す都市像「あかがねのまち、笑顔輝くまちづくり」の一環として、高校生を対象にした笑顔甲子園事業を実施し、たくさんの笑顔を発信しています。

全国から映像審査による予選を勝ち抜いた「笑い」を愛する高校生たちが集結! グランプリを目指し、漫才・コント・落語などで熱戦を繰り広げます。新居浜が笑顔であふれる2日間。入場無料。皆さん、ぜひ、ご来場ください。

<特別審査員>

- ・月亭 方正 さん ・桂 三幸 さん
- ・めおと楽団ジキジキ さん ・高見 知佳 さん
- ・芸乃虎や志 さん ・らくさぶろう さん
- ・ぱんだカレンダー(笑顔甲子園第3回大会グランプリ)

【とき】

- 8月23日(土)
 (午前の部) 午前10時30分〜
 (午後の部) 午後2時〜
- 8月24日(日) 午後1時〜

【ところ】

新居浜市市民文化センター

【問合せ先】

新居浜市総合政策課
 ☎0897-65-1210



もよおし

はーと♡講演会2014

やさしい地域社会

をめざして

複雑化する社会の仕組みや人間関係によって、「心の病」にかかり、暮しづらい毎日を送っている人が増えています。5大疾病に加わった精神疾患は、誰にでも発症する病気で、決して人ごとではありません。

皆と一緒に心豊かに暮らすために、「心の病」や不安を抱えている人のことを理解し、障がいを持っている人たちが普通に生活できる社会を作るにはどうすればいいのか、皆さんも一緒に学びましょう。

【日 時】 9月13日(土)
(受付) 午後1時～
(講演) 午後1時30分～3時

【主 催】 総合福祉センター
【演 題】 「精神障がい者の地域生活の支え方」

【講 師】 (公社) 全国精神保健福祉会連合会

顧問 川崎洋子さん

【参加料】 無料

【問合せ先】 NPO法人さかえ・就労継続支援事業所ピアさかえ ☎ 241-5159

チリメンモンスタ―

観察会

「きみも「チリモン」博士」チリメンモンスタ―とはチリメンジャコに混ざって捕れた生きもの(魚やエビなど)のことで略して「チリモン」です。いろいろなチリモンを選び出し、顕微鏡や虫眼鏡で観察し、自分の標本を作成します。夏休みの自然学習として参加してみませんか。

【日 時】 8月24日(日)
午後1時30分～3時

【主 催】 市役所801会議室

【講 師】 宇和海水产構想推進協議会

【対 象】 小学生
※保護者の参加も可能。
※小学2年生以下は必ず保護者同伴。

【定 員】 15組(先着順)

【費用】 無料

【受付】 8月4日(月)～15日(金)
【申込・問合先】 宇和海水产構想推進協議会人材育成部会事務局(企画情報課内) 内線 ☎ 2507

ファミ・サポ説明会

& 養成講習会

ファミリ―サポート・センタ―の説明会とサポート会員になるための養成講習会を開催します。説明会のみでの参加もできます。必ず事前申し込みをお願いします。参加人数により開催しない場合があります。

【日 時】 8月6日(水)
午後1時30分～4時

【主 催】 市役所202会議室

【持参品】 筆記用具・印かん(登録する人のみ)

【申込・問合先】 8月1日(金)までに福祉課ファミ・サポうわじま ☎ 491-7054 FAX 24-11160

☒ famisapoo@city.uwajima.lg.jp

広告入り公用封筒 提供者募集

市が所有する資源を活用し、新たな財源の確保や地域経済の活性化を図るため、市が使用する広告を掲載した封筒を提供することができる事業者を募集します。封筒は、市内外への文書送付などに使用します。

【広告の規格】 広告欄(裏面)に1～8枠(任意)の広告を掲載すること



角形2号封筒
縦250mm
×横210mm



長形3号封筒
縦170mm
×横110mm



角形8号窓付封筒
縦70mm×横175mm

特殊規格窓付封筒
「縦119mm×横186mm」
縦65mm×横160mm

【申込・問合先】 財政課管財係 ☎ 内線 2440

【応募資格】 市競争入札(見積)参加資格者

【封筒仕様】 再生紙(色は要相談)・約85g/m²(窓付は約70g/m²)

【募集締切】 8月20日(水)

【納入期限】 平成27年2月27日(金)

【募集封筒】 作成可能な規格・枚数を申し込んでください。1種類のみでの申し込みもできます。
<平成27年度使用見込>

▷角形2号封筒(17,000枚)▷長形3号封筒(23,000枚)▷長形3号窓付封筒(14,000枚)▷角形8号窓付封筒(66,000枚)▷特殊規格窓付封筒(20,000枚)

【提出するもの】 申込書、提供封筒(見本)

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

もよおし

市民パソコン講座

スマホやタブレットから

写真を取り込もう

【と き】

第1回 8月13日(水)

午後2時～3時30分

第2回 8月15日(金)

午前10時～11時30分

第3回 8月22日(金)

午後2時～3時30分

※各1回の講座です。

【ところ】生涯学習センター

【講師】和田周子さん

【定員】14人

【受講料】無料(資料代200円は受講者負担)

【受付】8月1日(金)

午前9時～

【申込・問合せ先】生涯学習センター ☎25-17514

ひとり親家庭の父・母・寡婦対象パソコン講習

愛媛県母子寡婦福祉連合会が、就職に役立つパソコン講習会を開催します。

【と き】9月9日(火)～12月11日(木)、毎週火曜日および木曜日(全26回)

午前10時～午後4時

【ところ】南予地方局 別館

【講習科目】ワード・エクセル(マイクロソフト2010)、インターネット、会計ソフトなど

【定員】20人

※応募多数の場合は、書類選考で決定します。

【受講料】無料(教材費と検定料は自己負担)

【申込・問合せ先】8月22日(金)までに福祉課母子自立支援員 ☎内線2108へ

【締切】8月29日(金)

【申込・問合せ先】〒798-8601 宇和島市曙町1番地 産業未来創造室 ☎内線2835

☎sangyomirai@city.uwajima.lg.jp

農林水産物加工相談会

市では、宇和島地域の農林水産物を活用した加工品の開発や、既存の加工品の品質管理・品質保持の向上などを図るため、県産業技術研究所食品産業技術センター協力のもと、農林水産物加工相談会を開催します。相談員や日時などは相談内容に応じ、調整して決定します。相談無料、秘密厳守。

【対象】市内に住所のある事業者・個人

【申込方法】規定の相談シートに記入して、期日までに郵送またはEメールで申し込んでください。

※相談シートは市ホームページからダウンロードできます。ダウンロードできない人には郵送しますので、お問い合わせください。

【締切】8月29日(金)

【申込・問合せ先】〒798-8601 宇和島市曙町1番地 産業未来創造室 ☎内線2835

☎sangyomirai@city.uwajima.lg.jp

老人クラブ連合会カラオケ大会

老人クラブ会員以外の人でも出場できます。お気軽に参加ください。

【と き】9月11日(木)

【開場】正午

【開演】午後1時

【ところ】総合福祉センター

【申込方法】出演を希望する

青年就農給付金事業

提出期限 8月20日(水)まで

青年の就農意欲を喚起し、農業への定着を図るため、経営が不安定な就農直後の所得を確保する給付金を支給します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【給付金】年額150万円(最長5年間)

※共同経営者の場合は、夫婦225万円。法人新設の場合は、人数分。

【要件】次のすべてを満たすこと▷独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であること▷独立・自営就農であること▷経営を継承する場合は、5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ給付期間中に経営改善・発展に向けた新たな取り組みを行うこと▷経営開始計画が農業経営を開始して5年後までには農産物販売や加工品販売などで生計が成り立つ実現可能な計画であること▷人・農地プランに位置付けされていること(見込み含む)▷原則、生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付を受けていないこと▷原則、農林水産省が運営する青年新規就農者ネットワークに加入していること▷平成22年4月以降に農業経営を開始したこと

【提出方法】経営開始計画などは、本人が農林課へ持参してください。

【問合せ先】農林課 ☎内線2831・2816

退職金の悩み

中退共で解決しませんか(中小企業退職金共済制度)

中退共は、中小企業で働く従業員のための国の退職金制度で、以下のような特徴があります。

- ①国の掛金助成を受けられます
- ②掛金は全額非課税
- ③社外積立だから、管理が簡単

また、パートタイマーや家族従業員の人でも加入できます。お気軽にお問い合わせください。

【問合せ先】

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 ☎03-6907-1234

高齢者（老人クラブ加入・未加入不問）は、8月22日（金）までにお近くの老人クラブ会長に申し込むか、お問い合わせください。

【問合せ先】 宇和島市老人クラブ連合会事務局 ☎ 23-3822

おしらせ

学生の選挙権

市外の大学や専門学校などに修学するため、寮や下宿などに居住する学生の住所地は、原則としてその寮や下宿の所在地（修学地）にあるものと認められています（最高裁判例）。

このような学生の人は、宇和島市に住民票を残したまま選挙の際に入場券が届いたとしても、選挙人名簿に登録されるべき人でなかったとして、宇和島市で投票（期日前投票や不在者投票も）することができません。また、所在地（修学地）の市町村においても、投票

ができません。

投票するためには、住民票を実際に居住している寮や下宿などの所在地（修学地）の市町村に移す手続きを行ってください。

なお、市町村の選挙人名簿に登録されるためには、転入届を出した日から引き続き3カ月以上居住することが必要です。

【問合せ先】 市選挙管理委員会 ☎ 内線2872

人権擁護委員 委嘱

7月1日付で、法務大臣から次の人が人権擁護委員に委嘱されました。

暮らしの中での悩みことや心配ことがある人は、お近くの法務局にご相談ください。

- ▽久保田和子（再任）
- ▽河野 晶子（再任）
- ▽森藤 裕子（再任）
- ▽清家 明（再任）

（敬称略）
【問合せ先】 松山地方法務局 宇和島支局 ☎ 22-10770

危険物取扱者

試験・準備講習会

●試験

【とき】 10月26日（日）

午前10時～

【ところ】 吉田高校ほか

【受付期間】 9月1日（月）～11日（木）（必着）

【試験の種類】 甲・乙・丙種の全種類（吉田高校会場は乙種第4類と丙種）

【受験料】 甲種＝5,000円、乙種＝3,400円、丙種＝2,700円

※受験願書は消防本部・各分署に置いています。

●準備講習会

受験のための準備講習会。

【とき】 9月19日（金）・20日（土） 午前9時～午後4時

【ところ】 消防本部4階大会議室

【受講料】 会員＝6,600円、一般＝9,200円

【テキスト代】 法令・実務・問題集 各1,400円（問題集は乙種4類のみ）

【問合せ先】 宇和島地区危険物安全協会事務局（消防本部予防課内） ☎ 22-7501

道路ふれあい月間

（8月1日～31日）

「子や孫に

つなげていきたい

道がある」

生活の基本を支えてくれる道路。8月は「道路ふれあい月間」です。

この機会にあらためて、道路の重要性をみんな考えてみましょう。

「型側溝に物を置く」と、雨水の排水に支障をきたすだけでなく、通行の妨げになりますので、物を置かないでください。

歩道の点字ブロックに自転車などを駐輪すると、通行の妨げになるだけでなく、視覚障がいのある人にとってはとても危険ですので、物を置かないでください。

また、庭木の緑も伸びすぎて道路にはみ出すと、通行の妨げとなり、交通事故の原因にもなりかねません。庭木・生垣を管理している人は、早い時期にせん定をお願いします。



通行の支障となる迷惑駐輪

路上放置自転車などを

一斉撤去（月間中）

「道路ふれあい月間」運動の一環として、道路に放置されている自転車を各道路管理者が一斉に撤去します。

月間中（8月1日～31日）に実施する予定ですので、自転車などを路上に放置している人は、それまでに自宅へ移動・保管してください。

詳しくは、お問い合わせください。

【道路に関する問合せ先】（一般国道56号）

国土交通省宇和島国道出張所 ☎ 22-13419

（一般国道320号）

378号、県道）南予地方局建設部管理課 ☎ 22-15211

（市道）市建設課 ☎ 内線2671

おしらせ

就学援助制度

学校教育法では、「経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対しては、市は必要な援助を与えなければならない。」とされており、市教育委員会は、義務教育期間中の児童生徒が安心して勉強ができるように、家庭の事情に応じて、就学費用の一部を援助しています。

【援助対象】

- ▽市民税非課税世帯
- ▽児童扶養手当を受けている人
- ▽給食費などの支払いに困っている人

※所得審査があります。所得額によって援助を受けられない場合があります。

【援助項目】

- 学用品費・給食費・新入学学用品費・修学旅行費 など
- ※年度途中で家庭の状況などが変わった場合には申請ができます。詳しくは、お問い合わせください。

【申込・問合せ】市内各小中学校または市教育委員会
教育総務課 ☎内線2708

中小企業・小規模事業者の経営者の皆さんへ

中小企業庁・金融庁は、個人保証なしで金融機関から融資を受けたり、事業が破たんしても一定の生活費などを残すことができることなどを定めた、「経営者保障に関するガイドライン」を策定しました。

金融機関と相談したい人は、問合せまでご相談ください。

【問合せ】中小企業基盤整備機構四国本部 ☎0871-81111752

障害者雇用納付金制度

障害者雇用納付金制度の対象が拡大され、平成27年4月からは常時雇用している労働者数が100人を超える事業主が対象となります。

適用対象となると、平成28年4月から、前年度（平成28年度の場合、平成27年4月～平成28年3月）の雇用障がい者数をもとに、次の手続きが必要となります。

- ▽障害者雇用納付金の申告
- ▽障がい者の法定雇用率（2.0%）を下回る場合、障害者雇用納付金を納付
- ▽障がい者の法定雇用率を上回る場合は、調整金の支給申請

※詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】愛媛高齢障害者雇用支援センター ☎089-198613201

毎月勤労統計調査 特別調査

県は、厚生労働省の委託を受け、常用雇用労働者を1人から4人雇用している事業所（7月31日現在）を対象に、毎月勤労統計調査「特別調査」を実施します。

この調査は、事業所における賃金、労働時間、労働者の動向を都道府県別に明



【問合せ】FMがいや
☎49-1769
✉r-m@gaiya769.jp
http://www.gaiya769.jp/

ばそこん せんせい

金曜日 午後2時～(再)午後6時～、午後10時～

【パーソナリティ】 和田 周子 さん

市民パソコン講座のラジオ版です。

文書作成や画像の挿入方法などをわかりやすくご紹介いたします。パソコンを持って、ラジオの前に集合！



各番組への感想やリクエストを受け付けています。

第1回 宇和島お城まつり

宇和島城を舞台に、さまざまなイベントが行われます。各イベントの内容などについて、詳しくは、お問い合わせください。

【と き】

- 9月27日(土) 午後4時～8時30分
 - ・UWAJIMA CASTLE NIGHT (音楽コンサート)
 - ・宇和島うまいもの大会・ビアガーデンなど
- 9月28日(日) 午前9時～午後5時
 - ・御当地料理合戦
 - ・おもてなしO×クイズ
 - ・宇和島城天守もちまき大会
 - ・自分だけのオリジナルじゃこ天を作ろう！

【ところ】 城山公園

【問合せ】(公社) 宇和島青年会議所

☎25-3232 (平日午前9時～午後4時)
http://www.uwajima-jc.or.jp/

らかにする大切な調査です。

調査対象となる事業所には、8月から9月に統計調査員が訪問して調査票を作成しますので、調査へのご理解とご協力をお願いします。

※調査票に記入された事柄は、統計法により厳しく秘密が守られ、統計以外の目的に用いられることは禁じられています。

【問合せ】 県統計課生活統計係 ☎089-912-2267

節電へのご協力を お願いします

今夏の電力供給は、四国電力管内においては、安定供給に最低限必要とされる予備率3%以上を確保できる見通しですが、大規模な発電所トラブルが発生した場合、安定供給ができない可能性が懸念されています。節電をお願いします。期間・時間帯においては、数値目標などは設定していませんが、無理のない範囲での節電をお願いします。

※詳しくは、「四国経済産業局」家庭の省エネ大辞典「節電80%」のホームページを検索してください。

【期間】 9月30日(火)までの平日 午前9時～午後8時 ※8月13日(水)～15日(金)を除く。

【問合せ】 四国経済産業局 資源エネルギー環境部エネルギー対策課 ☎087-811-8535

夏の感電事故防止

夏は水を使う機会が多いうえに、暑さで汗をかきやすくなるため感電事故が多発しています。

「濡れ手に電気」、「濡れ手にプラグ」が危険なことは十分ご承知でしょうが、うっかりプラグやスイッチに触ることがあります。

電気製品を扱うときは、忙しくて、手をよく拭いてから取り扱う習慣をつけましょう。

【問合せ】 (一財) 四国電気保安協会宇和島事業所 ☎25-5817

市病院局夏期就職 説明会2014

市病院局での就職に興味がある人を対象とした、病院就職説明会を開催します。

先輩看護師との茶話会形式のコミュニケーションタイムもあり、直接看護師の仕事について話を聞くことができます。参加無料。

【とき】 8月10日(日) (受付) 午後0時30分～ (説明会) 午後0時50分～

【ところ】 市立宇和島病院 3時

【対象】 市病院局での勤務に興味のある看護師・助産師、平成27年3月卒業予定の看護学生

【申込方法】 参加申込書に必要事項を記入して、開催日の1週間前までにEメールまたはFAXで送付してください。参加申込書は、市立宇和島病院ホームページからダウンロードできます。

【申込・問合せ】 市病院局 経営企画課総務企画係 ☎25-1111 内線21090
☎25-5334
✉keiei@city.uwajima.lg.jp

平成27～28年度 宇和島市交通指導員 募集

市では、宇和島地区(宇和島支部)の交通指導員を募集します。

【対象】 市内に住む20歳～74歳の人(男女不問)

【内容】 各校区での朝の通学指導(月3回程度)および、市関係の各種行事に伴う交通整理など交通安全指導や交通事故防止活動の協力など

【任期】 2年(ただし再任は妨げない)

【報酬】 年額30,000円

【採用日】 平成27年4月1日

【人員】 若干名

【募集期間】 10月31日(金)まで

※市長が委嘱する非常勤職員です。

※交通指導員の身分証・被服・装備品を給与。

※市の条例規定に基づく公務災害補償あり。

【問合せ】 企画情報課コミュニティ推進係 ☎内線2237

【各校区の班長】

校区名	氏名
宇和津	古島 君子
明 倫	島瀬 義昭
鶴 島	三好 健士
天 神	山口 延子
和 霊	和田サダ吉
住 吉	庵崎 昌巳
高 光	水田隆登志
番 城	高岡 利夫
三 浦	班長なし

ボランティア・チャレンジ 2014 実施中

ボランティア・チャレンジ2014は、県民の皆さんのボランティア活動や地域活動への参加を応援する取り組みです。

自分にあったボランティアを見つけて、参加してみませんか。

ボランティア情報は、愛媛ボランティアネット(<http://nv.pref.ehime.jp/>)または市企画情報課コミュニティ推進係で配布しているガイドブックをご覧ください。



【問合せ】 県男女参画・県民協働課 ☎089-912-2305



平成26年度の国民健康保険料 保険証・認定証の更新、国保高額療養費制度

【問合せ先】 保険健康課保険業務係 ☎内線2180・2134
または各支所市民保険係

平成26年度 国民健康保険料

国民健康保険制度は、加入者の皆さんがお金（保険料）を出し合い、加入者の仲間が医療機関などにかかったときに、その医療費（窓口で支払う自己負担分以外）を、保険者である市国保が支払う「助け合いによる医療保険制度」です。

市国保の加入者数は、年々減少していますが、保険給付費（おもに医療費）全体としては横ばい状態にあります。この原因は、高齢化の進展や医療技術の高度化などにより、1人あたりの保険給付費が増加している影響が大きいと考えられます。

今年度の保険料率は、前年度と同じ保険料率に据え置くことにしましたが、安定した保険運営を行うためにも、日ごろから健康維持に心掛け、医療費抑制にご協力をお願いします。

※所得などの状況により、保険料が高くなる場合があります。

区分	按分方法	賦課の算定方法	医療分保険料	後期高齢者支援分 保 険 料	介護分保険料
応能割	所得割	世帯被保険者の基礎控除後 総所得金額 × 所得割率	8.30%	2.20%	1.67%
	資産割	世帯被保険者の固定資産税額 (土地・家屋のみ) × 資産割率	29.50%	7.00%	6.30%
応益割	均等割	世帯被保険者数 × 均等割額	25,200円	5,760円	6,120円
	平等割	世帯数 × 世帯別平等割額	29,200円	7,680円	5,400円
最高限度額			51万円	16万円	14万円
賦課の対象者			国保被保険者全員に賦課		40～65歳未満の 国保被保険者に賦課

※保険料の7割・5割・2割軽減の対象になった場合は、均等割と平等割がそれぞれ10分の3・10分の5・10分の8になります。

保険証の更新

7月下旬に8月1日から1年間使用する保険証を世帯主宛に郵送しました。同じ世帯の国保被保険者全員の保険証を同封しています。保険証の住所、氏名、有効期限などを必ず確認してください。

※保険料に滞納がある場合は、有効期限が短い保険証となります。

※平成27年7月1日までに65歳になる退職被保険者または70歳になる人、平成27年7月31日までに75歳になる人は有効期限が短い保険証となりますが、有効期限までに新しい保険証が郵送されます。

遠隔地被保険証の更新

施設などに入所して、遠隔地被保険証を使っている人は、保険証を郵送していません。窓口で更新の申請をしてください。

【必要なもの】平成26年4月1日以降の施設入所証明書、印かん、届出をする人の本人確認ができるもの（運転免許証など）

【申請場所】市民課または各支所市民保険係

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

国保に加入している人の限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も認定証が必要な場合は、8月中に更新をしてください（7月中は更新できません）。

※保険料に滞納がある場合は認定証は交付されません。また、70歳以上で住民税課税世帯の人は更新手続きが不要です。

【更新が必要な人】

- ・現在、医療機関で入院している人（入院予定の人）
- ・高額な外来診療を受けている人
- ・過去1年以内に91日以上入院した人（住民税非課税世帯の人のみ）

【必要なもの】印かん、保険証、現在お持ちの限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証

※過去1年以内に91日以上入院した人は、そのことを証明する領収書など（住民税非課税世帯のみ）を持参してください。

【申請場所】保険健康課17番窓口または各支所市民保険係

国保高額療養費制度

1 月（月の1日から末日まで）にかかった医療費の一部負担金が自己負担限度額を超えたとき、申請して認められると、差額分が高額療養費としてあとから支給される制度です。支給対象となった人には、診療月の翌々月下旬に、保険健康課から通知のハガキを送付します。

【申請に必要なもの】

通知のハガキ、医療費の領収書、世帯主の振込口座が分かるもの（漁協は除く）、印かん

【注意事項】

- ハガキが届くまで高額療養費の手続きはできません
- 診療内容の再審査などにより通知が遅れる場合があります
- 自己負担限度額や計算方法は、年齢、住民税課税状況などにより異なります
- 診療月の翌月1日から2年を経過すると時効のため申請できなくなります

児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当 制度

※各手当の現況届は必ず提出期間内に提出してください。

制度名	目的	新規申請 〈支給対象・条件など〉	現況届	
			注意事項 など	提出期間・書類・問合先 など
児童扶養手当	1人親家庭に対する自立を支援し、児童福祉の増進を図るために支給される手当です。母子家庭だけでなく、父子家庭も対象となっており、手当を受給するには申請が必要です。	次のいずれかに当てはまる児童を監護している母または監護かつ生計同一の父など ●父母が婚姻を解消 ●父または母が▷死亡▷一定の障がいを持っている▷生死が明らかでない▷1年以上遺棄している ●裁判所からのDV保護命令を受けた児童 など ※受給には所得制限など一定の条件があります。 ※公的年金や遺族補償などを受給できる場合は、支給されません。	児童扶養手当を受給している人（全部支給停止の場合も含む）は、現況届を提出してください。提出がない場合、8月分以降の手当が受給できません。また、現況届が未提出で、2年を経過した場合は、時効により資格がなくなります。該当者は必ず提出してください。	【提出期間】 8月5日(火)～11日(月) (土・日を除く) 午前9時～午後4時 【提出先】 市役所801会議室 または各支所福祉環境係 【提出書類】 受給状況により異なります。8月上旬に通知する必要書類をご確認ください。 ※平成25年中の所得が未申告の人は、認定ができません。所得申告を済ませてから現況届を提出してください。 【問合先】 福祉課児童福祉係 ☎内線 2141 または各支所福祉環境係
特別児童扶養手当	精神や身体に障がいのある児童を養育している家庭に、児童の生活や福祉の向上を目的に支給する手当です。	●「1級手当」該当 身体障害者手帳1～2級程度、または、療育手帳A程度の心身に障がいのある児童の保護者 ●「2級手当」該当 身体障害者手帳3～4級（4級は一部）程度やこれと同程度の心身に障がいがある児童の保護者	特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給している人は、現況届の提出が必要です。提出がない場合、8月分以降の手当が受給できません。早めに手続きをしてください。	【提出期間】 8月11日(月)～9月5日(金) (土・日を除く) 午前9時～午後4時 【提出先】 福祉課障害福祉係（23番窓口）または各支所福祉環境係 【提出書類】 受給している手当により異なります。8月8日発送予定の通知をご確認ください。 ※平成25年中の所得が未申告の人は、認定ができません。所得申告を済ませてから現況届を提出してください。 ※各手当の支給要件や所得制限、対象者、申請方法など、詳しくはお問い合わせください。 【問合先】 福祉課障害福祉係 ☎内線 2110
特別障害者手当	在宅で、特に重度の障がい重複してあるなど、日常生活に常時介護を必要とする人に支給する手当です。	●国民年金（障害基礎）1級程度の異なる障がい重複している人 ●身体障害者手帳1・2級程度の障がいと重度の知的障がいまたは精神障がいのいずれかが重複している人 など		
障害児福祉手当		●重度の身体障がい、または精神障がいのある人 ●最重度の知的障がいの人 ●重度の知的障がいと重度の身体障がいを合併する人 など		